

令和3年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
企画総務グループ

◆ 令和3年度目標達成状況

対応項目		指標	目標	結果	評価
1	インセンティブ(報奨金)制度の本格導入	実績(確定値)の総合順位(全国47支部中)	23位以内 /47支部中	11位 令和2年度実績	○
2	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合(数量ベース)	【KPI】 80%以上	80.0% R3.4~R4.2 実績分平均	○
3	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	メールマガジンの新規登録者数	200人以上	433人	○
		全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	【KPI】 50.00%以上	50.02%	○
4	医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信等	地域医療構想調整会議(4区域)への支部参加率	【KPI】 100%	100% (4区域に参加) (3年度は中止)	○
5	第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施(コラボヘルスの推進)	健康宣言事業所数	【KPI】 450事業所	564事業所	○
6	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	【KPI】 20.0%以下	0.0%	○

● 適用事業所数、加入者数、平均標準報酬月額

	令和3年度末	対前年度末	
		増減数	増減率
適用事業所数	16,075	+418	+2.7%
被保険者数 (人)	155,821	+1,616	+1.0%
任意継続被保険者数(再掲)(人)	1,245	+46	+3.8%
被扶養者数 (人)	96,586	▲1,762	▲1.8%
平均標準報酬月額 (円)	288,997	+5,416	+1.9%

◆ 被保険者増の主な要因

- ・派遣業、製造業で加入者が増加
派遣業 10人以上増15事業所、合計615人増
食品等製造業 10人以上増8事業所、合計505人増
機械器具製造業 10人以上増22事業所、合計505人増
- ・介護、医療関係等では10人以上増となった事業所が多数ある一方、10人以上減となった事業所もあった。
介護、医療関係等 10人以上増33事業所、10人以上新規適用3事業所 合計673人増
10人以上減13事業所、合計338人減

◆ 被扶養者減の主な要因

- ・被扶養者から被保険者への移行者増、被扶養者が多い被保険者の喪失増が考えられる。

1. インセンティブ(報奨金)制度の本格導入

令和3年度事業計画

- ・平成30年度及び令和元年度の実施結果を踏まえ、評価(順位)向上に向けた効果的な取組みを行う。特に評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。
- ・制度について周知するとともに、事業主や加入者が実践すべき行動を具体的に示し、行動変容を促す。
- ・評価項目の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて取組みの見直しを行う。

KPI 設定なし

令和3年度結果(確定実績まで)

令和元年度実績(確定値)					令和2年度実績(確定値)					インセンティブ(報奨金)付与	減算率
24位					11位						
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	(令和4年度保険料率に反映)	
5位	17位	43位	45位	2位	15位	27位	42位	5位	1位		

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

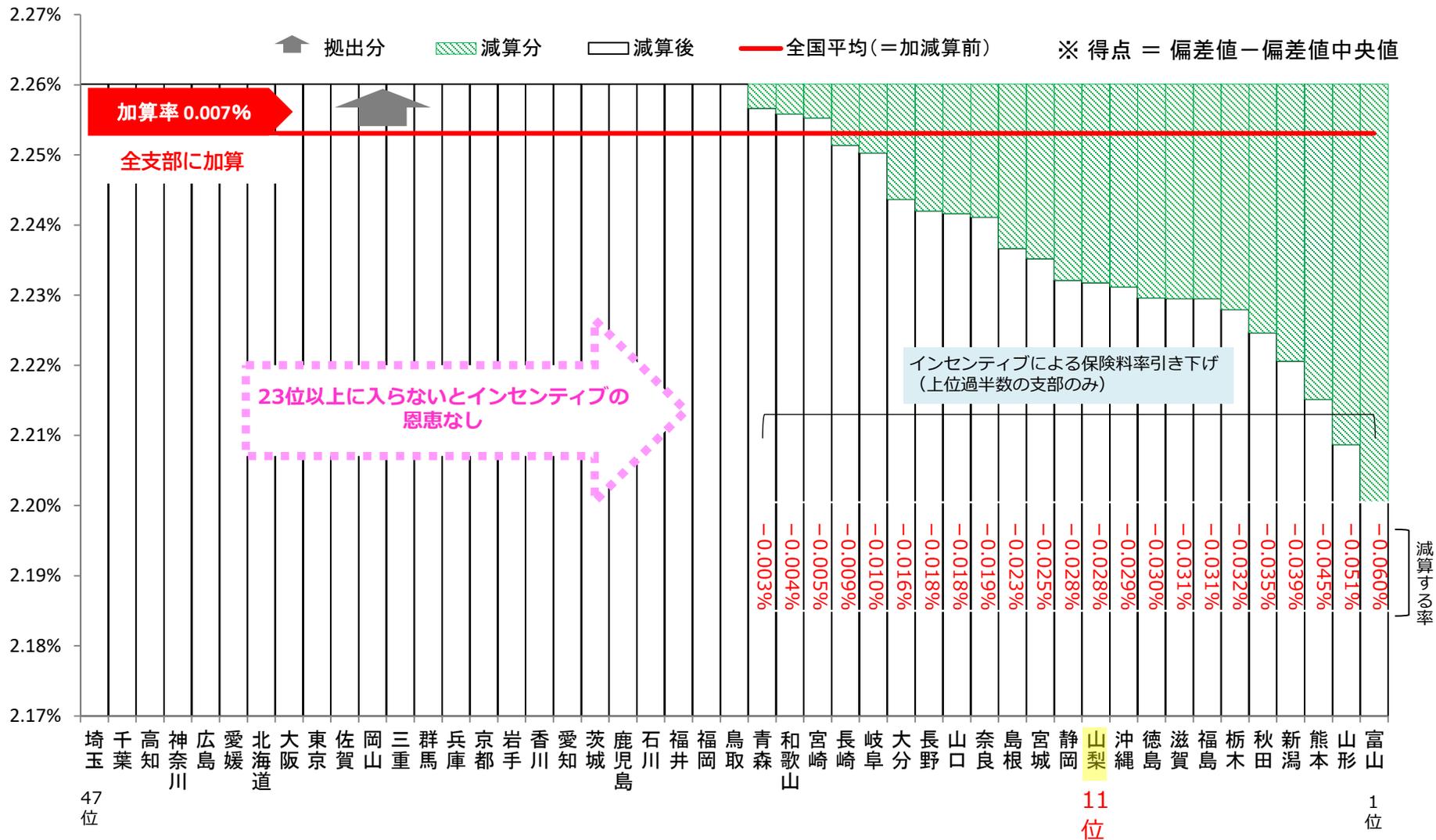
指標④ 要治療者の医療機関受診率

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

■ インセンティブ付与の仕組み・・・（報奨金イメージ）

令和2年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和2年度実績評価 ⇒ 令和4年度保険料率へ反映】



令和3年度取組内容・結果

- ・さまざまな機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進。
(支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、各種会議やイベント等)
→R4.1支部評議会の内容が新聞で報道
- ・令和2年度実績の総合順位は、総合11位。
23位以内に入ったことで、令和4年度保険料率算定にインセンティブ(報奨金)が付与。
→令和4年度保険料率が0.021%減算となった。
(インセンティブ付与による減算率0.028%から全国一律の加算率0.007%を差引)
→令和4年度支部保険料率は9.66%に決定(前年度より0.13%引き下げ)。
- ・5つの評価指標のうち、2つが全国平均を下回っている(前年度も2つ)。
→指標②(特定保健指導の実施率)は27位、③(特定保健指導の対象者の減少率)は42位であった。
特に指標③が40位台と低位である。
→指標⑤(ジェネリック医薬品の使用割合)は、使用割合は31位であるが、前年度からの伸び率は令和元年度に引続き高い状況で推移したので、令和2年度の実績評価では、前回よりも順位を上げ1位となった。

課題、令和4年度の取組

- ・平成30年度から令和2年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、制度の仕組や現状、加入者等が実践すべき行動等を示すなど表記を見直す。
- ・評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。
- ・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

(参考)

インセンティブ制度の概要

制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部^(※)については、報奨金によるインセンティブを付与。 ※令和3年度実績までは上位23支部

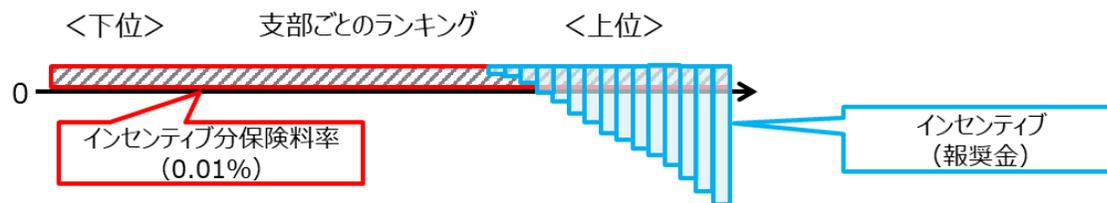
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点(50~80)を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%^(※)を盛り込む。
(※) 協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績(令和2年度保険料率) : 0.004% ⇒ 令和元~2年度の実績(令和3~4年度保険料率) : 0.007% ⇒ 令和3年度以降の実績(令和5年度以降の保険料率) : 0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



2. ジェネリック医薬品の使用促進 ※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

令和3年度事業計画

- ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。
- ・一般名処方拡大に向け、医療機関、薬局へ勧奨を行う。
- ・山梨県薬剤師会と連携し、「GE小冊子」を挟み込んだお薬手帳カバーを、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- ・支部の特徴や傾向を踏まえ、若年層の使用割合向上に向けて、若年層の親世代の被保険者や被扶養者に対し、GEの周知や切替、選択を促す広報を行う。
- ・保険者協議会を通じて他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。
- ・マスメディア、公共交通機関の活用、研修会や健康づくりイベントでのチラシ配布等、広範囲にわたる広報活動を展開する。

KPI

支部のGE使用割合を80.0%以上とする

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
80.0%	80.0% <small>令和3年4月～令和4年2月 実績平均</small>	±0.0%

令和3年度取組内容、実施結果

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1) 医療機関への働きかけ | ・ 60病院、467診療所へ資料郵送（4月）、うち2病院を訪問（6月） |
| 2) 保険薬局への働きかけ | ・ 420薬局へ資料郵送（4月）、うち薬局運営会社4事業所を訪問（6月） |

- | | |
|-------------------------|--|
| 3) 山梨県薬剤師会との連携 | 薬剤師会144薬局へ、「お薬手帳カバー(GE 冊子付き)」5,153冊を配布 |
| 4) 一般名処方拡大に向けた医療機関等への勧奨 | 令和3年度は本部から提供データがないため実施できず。令和4年度に実施を検討予定。 |
| 5) 広報 | |
| ・保護者への通知 | 5～15歳未満の被扶養者がいる加入者へ適正受診の啓発チラシ等の送付(2月:3,466名)
[GEの供給不安定な状況を考慮して、支部独自の軽減額通知から、GE使用促進も含めた、本チラシ等の送付へ変更] |
| ・広報物(Q & A冊子等) | 事業所・加入者、医療機関・保険薬局、各種会議、駅(ラック)での配布
健康づくりイベント等での広報物の配布は、新型コロナウイルスの影響でイベントが中止 |
| ・新聞広告 | 山梨日日新聞:半3段広告(1月)、山梨新報:半4段広告(1月) |
| ・SNSを活用した動画配信 | Youtubeチャンネルを開設し、若年齢層の保護者を対象とした動画を配信 |
| ・公共機関を利用した広告 | 路線バスへの広告 山梨交通 背看板、車内ステッカー(4～3月) |
| ・自治体との連携 | 懸垂幕、のぼり旗の庁舎への設置、園児を対象としたオリジナル希望カードの作成、配布
<6市町、1,156名>、小中学校を通じた保護者向け啓発チラシの配布<4市町、6,120名> |
| ・事業主への働きかけ | 被保険者100名以上の事業所へ勧奨を実施 220事業所(6月) |

課題、令和4年度の取組

- ・GE使用割合は令和3年1月に80%を超え、令和3年度も80%前後で推移している(5～8月、11～12月は80%超)。80%超を安定して維持することが課題である(今年度目標:GE使用割合を前年度以上とする)。
- ・現在、GEの供給が不安定となっており、積極的にGE使用推進を訴えることができない状況となっている。この状況を踏まえた働きかけを、医療機関、薬局、加入者等へ継続して行っていく。
- ・5歳～14歳のGE使用割合は全国平均を大きく下回っており、全体の割合を更に高めていくためには、この年齢層の向上が必須。令和4年度も継続して、当該年齢の保護者をメインターゲットにした広報を実施する。
- ・薬剤師会、協定締結市町等、関係団体と連携したGE使用促進の取組を継続するほか、保険者協議会等と連携してGE使用割合のデータを共有し、他保険者も含めた県全体の状況を把握する。

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

令和3年度事業計画

- ・広報誌の定期発行等を通じて、加入者に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。また、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube等の動画を活用した広報も行う。
- ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。
- ・新生児の生まれた加入者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- ・健康保険委員の委嘱数の拡大を図るとともに、研修会や健康づくりイベントの開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて健康保険委員活動を活性化する。

KPI

被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.00%以上とする。

令和3年度取組結果

①加入者理解率向上

1)加入者理解度調査

令和2年度 本部調査 山梨支部理解率 41.3 % 全国平均 41.0 % ※本部実施理解度調査は令和3年度以降実施せず
令和3年度 被扶養者DMアンケート結果 協会けんぽ認知度 81.9%

- ・アンケート対象者や項目が違うため一概に比較することはできないが、被扶養者DMのアンケート結果では約8割が協会けんぽについては知っているとの回答があった。一方で給付の制度や健診の補助についてもっと知りたいとの回答も多く見受けられた。

2) 主な取組

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供など、事業主や加入者に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信。
- ・関係団体会報誌への記事掲載、チラシ折込み等、連携した広報を実施した一方、自治体・関係団体が開催するイベントは新型コロナウイルスの影響で中止が相次ぎ、広報機会が失われた。
- ・新生児のいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知した。〈送付件数 2,074件〉
- ・新規適用事業所に協会けんぽの概要や給付制度の説明を掲載したリーフレット、健康宣言、健康保険委員の案内を同封し送付。〈送付件数 670件〉
- ・通常の広報(事業所への広報誌等の送付)とは別に、被扶養者に向け、加入者の自宅へのダイレクト広報を実施した。
〈送付件数 34,486件〉

②健康保険委員

1) 健康保険委員委嘱者数・被保険者カバー率

令和2年度末 1,913名 48.18% → 令和3年度末 2,119名 50.02% (+206名、+1.84%)

2) 主な取組

- ・社会保険委員会と連携した健康づくり事業は、新型コロナウイルスの影響により以下の計画を全て中止
 - ① ウォーキング大会(春、3回)
 - ② グランドゴルフ大会等(秋、2回)
 - ③ 軽スポーツ大会(秋、1回)
- ・委嘱者数拡大に向け、未委嘱事業所への文書、電話勧奨を実施。
 - ① 被保険者15人~20人 410事業所(8月)
 - ② 被保険者6人以上9人かつ個別業態 270事業所(11月)
 - ③ 被保険者6人以上9人かつ個別業態 187事業所(12月)
- ・健康保険委員表彰状伝達式の開催(11月18日、年金委員表彰と合同)
理事長表彰 3名、支部長表彰 8名を表彰
伝達式後に計画していた研修会は新型コロナウイルスの影響により中止→オンライン研修会動画を配信(12月)
- ・健康保険委員への情報提供
健康保険委員あてに「健康保険委員だより」の提供を実施(8・2月)。また、3月に実施を計画していた研修会は、新型コロナウイルスの影響により中止し、12月と同様にオンライン形式で研修動画を配信した。

課題、令和4年度の取組

①加入者理解率

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供、健康保険委員委嘱事業所への定期情報提供など、事業主や加入者に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信。
- ・県、市町村、関係団体等との連携・協力による広報の継続実施。新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、団体等が開催するセミナーやイベントに関与・協力し、健康保険の制度や協会けんぽの取組、手続などを加入者を含めた一般の方にも広く発信。
- ・新生児の生まれた被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知。
- ・健康保険委員研修会や健康づくりイベントでの広報は、新型コロナウイルスの影響を踏まえながら幅広く実施。
- ・インセンティブの指標で順位の低い保健指導の実施率向上を広報の重点項目として設定し、様々な媒体を使い効果的な広報を行っていく。また、YouTubeを活用しより多くの加入者へ協会の情報が行き届くよう広報活動を行う。

②健康保険委員

- ・委嘱者数の拡大
 - 令和2年度実績に引き続き全国32位と低順位のため、今後も委嘱者数の拡大を図る。
 - 被保険者11～14人の健康保険委員未委嘱事業所へ文書案内・電話勧奨を行う予定。
 - また、併せて訪問勧奨を行う。
- ・健康保険委員研修の拡充
 - 健康保険委員研修会を年2回(春・秋)実施し、委員のニーズが高い、制度説明や給付申請手続を中心に、インセンティブ制度やジェネリック医薬品使用促進など加入者・事業主の行動変容を促す説明を行う。
 - なお、研修会は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、昨年引き続きオンライン形式での実施を検討する。
- ・健康保険委員への情報提供
 - 本部作成の総合パンフレットの提供や、健康保険委員限定の情報紙「健康保険委員だより」の提供を行う。
- ・健康づくり事業の実施
 - 健康保険委員委嘱事業所や健康宣言事業所を中心に、適用事業所を通じた加入者への健康支援事業を新型コロナウイルスの影響を踏まえ検討、実施する。

(参考) 被保険者・被扶養者向けダイレクト広報

【案内チラシ】

**全国健康保険協会(協会けんぽ)
山梨支部に加入のご家族さま**

協会けんぽ山梨支部です
この度は、ご家族のみなさまに、協会けんぽを身近に感じていただき、協会けんぽのサービスを、より一層ご活用いただけるように、ご自宅へ情報をお届けします♪

協会けんぽとは?
全国で約4,000万人の中小企業等の従業員とその家族が加入する日本最大の医療保険者です。全都道府県に支部(47支部)があります。

どんなことをしているの?
保険証の交付や健康診断の補助、そして、医療費の節約術や健康に関する情報発信など、みなさまが健康で安心して生活できるようサポートしています。

お届けしきれない情報はメルマガでどうぞ♪

登録者増加中 **登録無料!**
メールマガジンで旬な健康情報をキャッチしよう!

協会けんぽ山梨支部では、毎月1回メールマガジンを配信しています!
登録作業は簡単2~3分!ぜひ、下記よりご登録ください。
協会けんぽ山梨支部のHPからもご登録いただくことができます。

プロのアドバイス!
■保健師、管理栄養士からの旬な健康情報
■健康保険制度のナゼナニ など

知コトク情報!




【概要】

協会けんぽの認知度向上及び加入者の行動変容のきっかけとなるインパクトあるチラシを作成し、配布した。通常の広報(事業所へ広報物等を送付)とは異なり、加入者の自宅へ直接送付することで確実に情報を届け、協会けんぽの認知度向上及び行動変容を促した。

アンケート用紙を同封し、協会けんぽの認知度や広報で需要があるコンテンツについて被扶養者に回答いただいた。

【送付時期】 令和3年11月5日

【対象】 被保険者・被扶養者

【送付数】 34,486件(世帯)うち2,998件アンケート用紙同封

【発送物】 送付書、案内チラシ、(アンケート用紙、返信用封筒)

【まとめ】

協会けんぽの認知度向上を目的の一つとして本事業を実施したが、8割以上がすでに知っていたと回答しており、認知度が高いことが分かった。一方、高額療養費制度等の基本的な制度内容については知らなかったという声もあり、引き続き健康保険制度や健診の補助等について広報をする必要がある。

(参考) 健康保険委員向けオンライン研修実施について

**Youtube
動画で学ぶ**

令和3年度
**協会けんぽ 山梨支部
健康保険委員向け研修会**

特別講演

今後の新型コロナ対策

～事業所におけるヘルスリテラシー～

新型コロナウイルス感染症の推移と対策の動向を踏まえた事業所における対策のあり方を考える。
キーワードは「正しい情報で命を守る」、「ゼロリスクを求めない」、「Countervailing Risk (対抗リスク) の軽減」。

**山梨大学大学院
山縣 然太郎 教授**

山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座教授
山梨大学大学院附属出生コホートセンター長 社会医学系専門医・指導医
やまなしグリーン・ゾーン認証制度専門家委員会委員
山梨医科大学卒業。1999年から現職。文部省在学研究員として1991-92年に米国カリフォルニア大学に留学。専門は公衆衛生学。ライフコース・ヘルスケアに資する研究を実施している。産業界として約30年間、企業の健康管理を行っている。日本公衆衛生学会理事、日本小児保健協会常任理事、厚労省「成育医療等協議会」副座長、厚労省審議会予防接種・ワクチン副反応検討部会委員、山梨県社会福祉審議会会長等。遠伝医療はライフワーク。「研究は住民にはじまり住民に終わる」がモットー。



**講師
プロフィール**

視聴方法

専用チャンネルにて**期間限定配信**

協会けんぽ
山梨

2021.12/1～31

(視聴時間は約 60～70 分)

*ご視聴後は、裏面のアンケートにご協力をお願いします

全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル7階
http://www.kyokukaikenpo.or.jp/
研修会窓口：TEL.055-220-7751

【概要】

健康保険委員への情報提供の一環として、オンライン形式での研修会を実施した。

やまなしグリーンゾーン認証制度専門家委員会の委員でもある山梨大学大学院の山縣然太郎教授を講師に迎え、「今後の新型コロナ対策」と題して、事業所における対策のあり方についてご講演いただいた。

【配信方法】 協会けんぽ山梨公式Youtubeチャンネル

【配信期間】 令和3年12月1日～12月31日

【動画時間】 約60分

【配信回数】 241回

【考察】

例年会場型で開催した際には、出席率が低かった富士東部地域の参加者が1割弱あった。研修日時・会場などに左右されない点から今後コロナ終息後もオンライン形式は有効であると考えます。

1回目のアンケート結果でオンライン形式が好評だったことから、令和4年3月の研修についてもオンライン形式で実施した。

令和3年度 第2回

参加費無料

協会けんぽ山梨支部
健康保険委員向け研修会
を開催します!!

研修内容 40分程度 約30分

令和4年度保険料率・インセンティブ制度について
その他 令和4年1月の制度改正等
説明：協会けんぽ山梨支部 講師

やまなし健康経営優良企業認定制度について
説明：山梨県健康増進部 健康増進課 課長

動画配信期間

令和4年 3月14日(日)～27日(日)

視聴方法

専用チャンネルにて**期間限定配信**
YouTube | 協会けんぽ 山梨

*研修会開催のアンケートにご協力いただきありがとうございます

全国健康保険協会 山梨支部

 協会の会

4. 医療データの分析に基づく地域医療体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信等

令和3年度事業計画

- ・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会(4市)、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。
- ・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。
- ・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。
- ・地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

	令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
①参加率	100.0%	100.0%	—
②意見発信	—	—	—

令和3年度取組結果

①参加率

地域医療構想調整会議参加数 4区域(中北、峡東、峡南、富士・東部) 参加率100.0%
会議は、新型コロナウイルスの影響により中止

②県等関係方面への積極的な意見発信、および自治体等との連携強化

1) 地域医療構想調整会議 令和3年度は新型コロナウイルスの影響から中止されたため意見発信できず。

2) 県内参加協議会等 令和3年度においては、新型コロナウイルスの影響から書面会議、中止となった会議を含む

- ・山梨県保険者協議会
- ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会
- ・地域医療構想調整会議(4区域)
- ・健やか山梨21推進会議
- ・山梨県後期高齢者医療懇話会
- ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
- ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区(4区域)地域-職域保健連携推進協議会
- ・4市(甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市)の国民健康保険運営協議会

(主な意見発信内容)

- ・ジェネリック医薬品の使用割合等の現状、一般会計からの法定外繰入の縮小・廃止、適正受診の促進方法、健診受診率の向上、保健師の指導状況等について(国民健康保険運営協議会)
- ・健康経営優良企業認定制度の周知方法(山梨県地域・職域保健連携推進協議会)
- ・県民への効果的な広報方法、県の各種事業への積極的な取組等について(山梨県保険者協議会部会)
- ・市町村と連携した受診勧奨強化による受診率向上について(県後期高齢者医療懇話会)
- ・保険者協議会への健診、ジェネリック医薬品関連のデータ提供→保険者協議会で国保データと合わせて集計、県内の状況を分析(山梨県保険者協議会)

3) 覚書「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」の締結状況

- ・山梨県
- ・富士吉田市
- ・富士川町
- ・昭和町
- ・笛吹市
- ・中央市
- ・甲府市
- ・山梨市
- ・市川三郷町
- ・甲州市 (R3.11)
- ・甲斐市 (R4.1)
- ・山梨県医師会
- ・山梨県薬剤師会
- ・山梨県歯科医師会
- ・山梨県社会保険労務士会

(主な取組)

- ・健診やがん検診の受診促進、重症化予防対策としてのかかりつけ医の普及
- ・ジェネリック医薬品に関する情報提供や意見発信、広報関係の依頼等の実施
- ・「お薬手帳カバー」配布事業
- ・市郡別の「加入者状況、医療費、健診結果」のデータ提供

課題、令和4年度の取組

- ・支部医療費データの集計・分析を踏まえて、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- ・協定を締結している三師会、社労士会との連携協力を進める。
- ・ジェネリック医薬品使用促進の取組(懸垂幕設置等の広報、希望カード・医療費啓発チラシの配布 等)の継続と拡大を通じて、協定締結自治体との連携をさらに深める。
- ・保険者協議会と連携した医療費、健診結果の共同分析を進める。
- ・協定締結自治体、保険者協議会等の新型コロナウイルスの影響を踏まえた方針に沿った、関係団体イベントへの参画。
- ・その他、各協議会等様々な機会において意見発信を行う。

5. 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の 着実な実施(コラボヘルスの推進)

令和3年度事業計画

- ・健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。
- ・健康宣言事業所に対して、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等による健診・医療データ提供やフォローアップ方法を確立し、健康経営の推進をサポートする。

KPI 450社以上

データヘルス計画(令和3年度目標) 宣言事業所を450社以上とする

令和3年度目標	令和3年度事業結果	目標との差
450社以上	564社	+114社

令和3年度取組結果

1)実績 令和元年度末 265社 令和2年度末 407社 (+142社) 令和3年度末 564社 (+157社)

2)取組状況・実績

- ・健康づくり事業推進の相互協力を目的に「協力事業者」を公募。
令和3年6月29日に生命保険会社・損害保険会社5社と協定締結。
- ・宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付。
また、健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度を見える化した「事業所カルテ」を送付。
- ・令和3年12月から「健康づくり講座オンライン」を展開。12社申し込み、10社実施。

課題、令和4年度の取組

1) 宣言事業所のエントリー数拡大

- ・今年度目標(データヘルス計画)は「560社以上」
- ・「やまなし健康経営優良企業」との連携(周知、セミナー等)
- ・協力事業者(生命保険会社、損害保険会社等)を公募、覚書を締結し、連携を図る

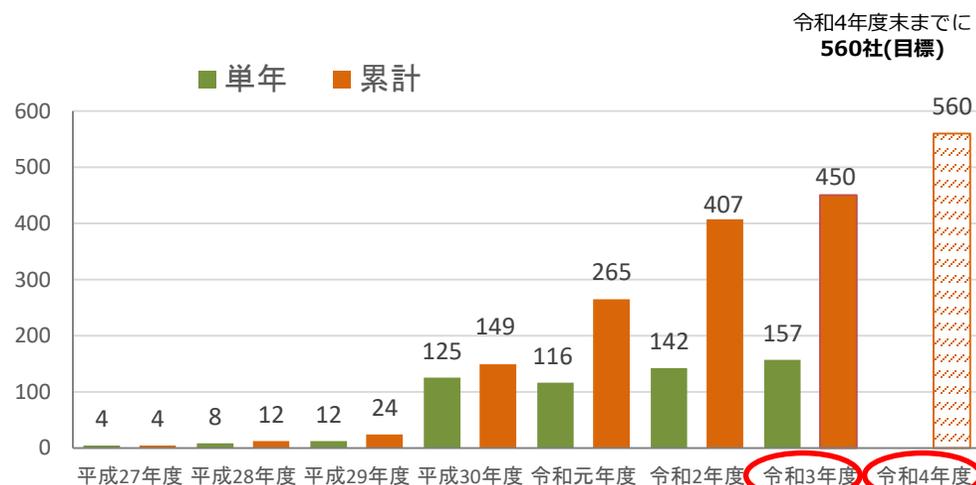
2) 宣言事業所への支援・健康経営度の向上

- ・協力事業者との連携による支援体制の拡充
- ・「事業所カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- ・健診受診率・特定保健指導実施率に着目した個別アプローチ

令和4年3月末現在

	エントリー事業所数	
	(単年)	(累計)
27年度	4社	4社
28年度	8社	12社
29年度	12社	24社
30年度	125社	149社
元年度	116社	265社
2年度	142社	407社
3年度	157社	564社

エントリー数推移



※参考：健康経営優良法人2022 (R4.3発表)

(中小規模法人部門・ブライト500含む) 認定 75社

※ 山梨支部加入事業所(「目指そう!健康事業所」エントリー事業所)

(参考) 健康宣言事業所向け 令和3年度健康づくり講座(オンライン)の開催

【案内チラシ】

〈協会けんぽ 山梨支部 健康宣言事業所様限定事業のご案内〉

健康づくり講座(オンライン)

**受講
無料**

新型コロナウイルス感染症による自粛での巣ごもり・活動量不足等、健康管理はこれまでよりも難しいものになると考えます。
今回の講座は、協会けんぽ山梨支部が野村不動産ライフ&スポーツ(株)に業務委託している事業で、オンラインを活用し、食生活改善・運動・メンタルヘルス対策・禁煙などについて楽しく学べます。
この機会に「健康づくり講座(オンライン)」をご利用いただき、従業員一人一人の健康意識の向上と、職場の健康維持・増進に取り組んでみませんか。



【開催期間】 令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)
※お申込み期間：令和4年2月末まで

【対 象】 協会けんぽ 山梨支部加入事業所様
※ただし、山梨支部「目指そう！健康事業所」にエントリーの事業所様限定となります。

【開催回数】 25回 (先着順)に受付。予定回数に達し次第受付終了) **【定 員】** 1回あたり5名以上

【実施場所】 事業所内会議室・ご自宅等 (原則1事業所あたり1回) **【開催日時】** 月～金曜日 平日 9時～17時 (上記時間外についてもご相談ください)

【お申込みから開催までの流れ】

① **お申込み**
10種類の講座から1つ選択
お申込み方法は、裏面をご覧ください
※講座満員で、変わった場合は、ご相談ください。

② **開催日時について**
お申込みから1週間以内にご担当皆様宛にご連絡
日程・内容を調整いたします

③ **講座の実施**
講座は、Zoomを使用します
※ Zoom以外のツールをご希望の場合は、ご相談ください。

④ **アフターフォロー**
・専用フォームでの質問受付
・セミナー当日のオンデマンドや運動動画のご紹介 (YouTube等のSNSチャンネル)

☺**事業所様の声**☺ **講座NO.10【今すぐタバコをやめたくなる～COPD～】を受講**

コロナ禍において、オンライン講座という形は合っていると思いました。健康経営を行っていく中で、従業員が意識を持たないといけないと感じました。今回講座を受けることができ、今後従業員へ周知していきたいと思えます。



【お申込み・問い合わせ先】 受付時間：月～金曜日 平日9時～17時
協会けんぽ山梨支部委託機関：野村不動産ライフ&スポーツ株式会社 法人営業部



【概要】

健康経営・健康づくりに取り組む県内加入事業所からの要望に応じて、専門講師による食事や運動等がテーマの「健康づくり」講座を実施した。

コロナ禍であることから、ZOOM等を活用したオンライン形式で開催した。

【開催期間】 令和3年12月1日～令和4年3月31日

【対 象】 協会けんぽ 山梨支部加入事業所

※「目指そう！健康事業所」にエントリーしている事業所

【受講事業所数】 10社

【講座テーマ(一部抜粋)】 ・腰痛・肩こり予防ストレッチ

・パソコン作業の疲れ改善エクササイズ

・「眠り」はセルフケアの最大の武器

【まとめ】

講座を受講した事業所から「満足できる内容だった、よく理解できた」「また来年も参加したい」という声をいただき、好評であった。講座内容を「これからの仕事に活かしたい」という声もあり、事業主・従業員の健康意識向上につながった。令和3年度はオンライン形式のみの開催で参加しづらい事業所もあったため、令和4年度はDVD形式やオンデマンド形式での講座も視野に検討する。

6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和3年度事業計画

- ・調達見込額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達委員会において妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。
- ・入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛を行い、一者応札案件の減少に努める。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件(年度内に契約した案件)の割合を20%以下とする。
ただし、年間4件以内の場合は1件以下とする。

令和3年度実施結果

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
0.0%	0.0% (0件/4件中)	—

令和3年度取組結果・令和4年度取組

- ・令和3年度 該当件数4件中一者応札案件0件 0.0% (令和2年度は5件中一者応札案件0件 0.0%)
- ・十分な公告期間・履行期間を確保し、公告後は業者への周知や声掛を実施
- ・複数者が応札するよう調達担当者や事業実施グループより声掛を実施
- ・令和4年度も引き続き一者応札案件の削減に努める。

令和3年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
保健グループ

健診

特定健康診査(特定健診)とは

平成20年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。

保険者に義務づけられている。

40歳から74歳の人に対して、生活改善指導(特定保健指導)を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の3つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

令和3年度事業計画

■ KPI

- ①生活習慣病予防健診 実施率73.8%以上とする
(40-74歳実施見込者数:78,600人 対象者数106,454人)

- ・市町村や商工会等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- ・新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。
- ・各健診機関の健診実施者数を設定し、インセンティブを活用して目標達成を促す。
- ・健康宣言事業所について、健診受診率100%となるよう健康情報誌配布等により、受診勧奨を行う。

結果(被保険者健診受診者数) KPI 74.12%

	令和3年度目標	令和3年度健診数	目標達成度	令和2年度健診数	R3-R2
40-74歳	78,600件	78,903件	100.4%	74,505件	4,398件

※対象者数は情報系5030のものを使用

- ・新型コロナウイルス感染症の影響や健診機関の受入制限等の影響を受けたが、受診者数は約4,400人増加した。

令和3年度取組結果

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による健診機関の受入制限等を考慮し、市町村や商工会等と連携した集団健診を実施した。
- ・市町村や商工会等と連携した集団健診について、前年度より7日間増加した。(8機関:28日間) 受診勧奨については、勧奨事業所数は611件増加、勧奨後受診者数は210人増加した。
- ・新規適用事業所宛健診案内344件、任意継続新規加入者案内を694件発送し、受診勧奨を行った。
- ・新規健診機関と委託契約を行った。(12月 宮川病院)
- ・新規契約の1機関を除いた22機関に対して、健診の目標値を設定。目標を超過した14機関に対して報奨金(健診推進経費)を支払った。
- ・健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌(計1,914件)の送付や年1回の事業所カルテの送付(541件)により、加入者の健康意識啓発を行った。

集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R3) 28日 - (R2) 21日 = 7日
受診勧奨事業所数	(R3) 9,684 - (R2) 9,073 = 611事業所
勧奨後受診事業所数	(R3) 673 - (R2) 721 = ▲48事業所
勧奨後受診者数	(R3) 1,965 - (R2) 1,755 = 210人

2. 事業者健診データ取得率の向上

令和3年度事業計画

■KPI

②事業者健診データ 取得率4.6%以上とする
(取得見込者数:4,900人 対象者数106,454人)

- ・事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- ・同意書を取得している事業所の進捗管理を行い、事業者健診データ取得率の向上を図る。
- ・同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。

結果(データ取得数) KPI 3.32%

令和3年度目標	令和3年度取得数	目標達成度	令和2年度取得数	R3-R2
4,900件	3,543件	72.3%	4,716件	▲1,173件

※値、対象者は本部データ(情報系5030を使用)。

令和3年度取組結果

- ・取得件数は、目標の7割程度となった。(対象者多数の健診機関と契約が締結できなかったこと、データ仕様の違い等を理由に受領ができなかったことが要因となっている。)
- ・山梨県産業安全衛生大会における配付については、大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。
- ・同意書未取得の大規模事業所(40歳以上被保険者40人以上)16件に、山梨労働局との連名の勧奨文書を送付し、新たに13件の同意書提出を受けた。
- ・その他、大規模事業所への勧奨を数件実施したが、新型コロナウイルスの影響で訪問が困難なこともあり、次年度も継続して実施する。

3. 特定健診受診率(被扶養者)の向上

■KPI

令和3年度事業計画

③特定健康診査 実施率49.1%以上とする
(実施見込者数:14,700人 対象者数29,956人)

- ・オプション測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。
- ・次年度から特定健康診査の対象となる方(39歳)に対し、受診勧奨を行う。
- ・受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施すること等新たな提案を市町村に対して行う。
- ・新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

結果(被扶養者特定健診受診者数) KPI 40.42%

令和3年度目標	令和3年度受診数	目標達成度	令和2年度受診数	R3-R2
14,700件	10,667件	72.56%	9,256件	1,411件

※値、対象者は本部データ(情報系5030:令和4年5月26日現在)。

- ・支払基金を通じての請求であり、請求遅れ分もあるため、数値は未確定だが、昨年度を1,400人余増加。

令和3年度取組結果

・大型商業施設を利用したオプション測定付き健診「まちかど健診」については2会場、日数は10日間で実施し、新たに富士吉田市で「ミニまちかど健診」を1日間実施した。

密を避ける対策としてアンケートの事前記入、接触度の少ないオプション測定器の選定等工夫をしたが、受診者数は前年度より91人の減少となり、要因としては新型コロナウイルスの影響を受けずに各市町村での受診ができたことが考えられる。

・来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。(698件)

・受診率の低い市町村への受診勧奨について、甲府市と富士吉田市に勧奨を実施した。富士吉田市については併せて年度末の追加健診を実施した。

・新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。(2,403件)

・その他、協力体制のある市町村(山梨市、甲州市)や健診機関と連携し、受診勧奨を行った。

※まちかど健診

冬期間の健診数を増やす目的で、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。

会場	イオンモール甲府昭和	ラザウオーク甲斐双葉	富士吉田市民会館
日程	令和4年2月12日(土)～令和4年2月16日(水) 5日間	令和4年2月24日(木)～令和4年2月28日(月) 5日間	令和4年3月25日(金)
勧奨者数	24,554件(山梨県内在住の未受診者 東京支部加入含む)		
受診者数	352人	312人(前年度は10日間実施885人)	130人

特定保健指導

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導(初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価する。)を行う。

4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

令和3年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を26.0%以上とする
 (被保険者実施者数目標：4,380人 実施対象者数：16,867人)

- ・健診機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施について健診機関に働きかける。
- ・平成30年度から保健指導手法を検討していた、当支部保健師等による集団健診当日の特定保健指導実施を積極的に進めていく。
- ・特定保健指導キャンセル事業所の対象者に対し、個別に勧奨を行うとともに健康づくり資料を送付する。
- ・健康宣言事業所について、保健指導実施率100%となるよう働きかける。
- ・運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、健診日の特定保健指導を導入する。

実施結果 KPI 21.66%

	R3目標(件)			R3実績(件)			目標到達度(%)			R2実績(件)			R3-R2(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	3,800	2,380	6,180	2,443	1,491	3,934	64.3	62.6	63.7	2,563	1,010	3,573	▲120	481	361
評価	2,761	1,820	4,581	2,108	1,313	3,421	76.3	72.1	74.7	1,644	762	2,406	464	551	1,015

- ・協会けんぽ保健指導担当者による初回面接は、前年度実績、目標を下回った。昨年同様、新型コロナウイルス感染が続く中、対面による指導を控える事業所も多く、初回面接の件数が120件減少した。
- ・評価件数においては、前年度実績を464人上回る結果となった。
- ・外部委託機関による指導においては、初回面接、評価とも前年度を上回ることができた。

令和3年度取組結果

- ・ コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を実施。
- ・ 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、特殊健診日に特定保健指導を実施 ⇒1事業所、3営業所84人実施。
- ・ 対象者が80人以上いる事業所で、特定保健指導の利用がない事業所を訪問等により勧奨し、利用を促す。
⇒支部長、企画総務部長、保健グループ長による訪問勧奨実施
- ・ 集団健診時の特定保健指導同日実施の推進
⇒労働基準協会、事業所での健診同日保健指導:延べ26回 232人
指導対象者が多い大規模事業所や複数事業所が集まる集団健診の当日実施も前年度より多く実施できた。
- ・ 市の協会けんぽ加入者(被保険者)健診結果説明会での保健指導実施:2市36人
- ・ 新規保健指導機関受託勧奨⇒2機関に勧奨し、3年8月白根徳洲会病院、4年4月山梨厚生病院と契約。
- ・ 特定保健指導継続者への無料血液検査の実施⇒R4.3月までで100人実施

5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

令和3年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を26.0%以上とする
 (被扶養者実施者数目標：144人 実施対象者数：1,264人 実施率11.4%)

- ・血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、利用を促す。
- ・市町村と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日に特定保健指導を実施する。
- ・健診機関と連携し、商業施設を利用した健診当日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。
- ・市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。

実施結果

	R3目標(件)			R3実績(件)			目標到達度(%)			R2実績(件)			R3-R2(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	120	20	140	28	40	68	23.3	200.0	48.6	52	26	78	▲24	14	▲10
評価	97	47	144	86	25	111	88.7	53.2	77.1	81	22	103	5	3	8

※R3実績は情報系システムより(R4.5.31時点)

前年度、結果説明会が中止になった町が、説明会を実施することとなり、初回面接の機会が増えたが、実績は目標の半数以下にとどまった。下期のまちかど健診時には当日初回面接を実施することができた。

現時点で、初回面接件数は前年度を下回っているが、評価件数は、前年度を若干上回った。

令和3年度取組結果

- ・特定保健指導利用券発送時に特定保健指導利用勸奨の案内を送付(515人)。
- ・コロナウイルス感染の禍中だったが、従来実施していた市町村と連携した健診結果説明会での指導は実施できた。一方、市町村や健診機関と連携し、市町村会場や大型商業施設での健診(まちかど健診)当日の保健指導は下記のとおり実施できた。

開催日	会場	指導実施数	開催日	会場	指導実施数
5/14	笛吹市スコレーセンター	2人	12/3	富士川町民会館	1人
8/20	山中湖村老親福祉しあわせセンター	1人	1/12	南アルプス市かがやきセンター	3人
8/24,26,27	昭和町保健センター	13人	1/25,28	富士北麓総合医療センター	5人
9/9	上野原町福祉センターふじみ	1人	2/12~16	イオンモール甲府昭和	46人
9/15,16	甲府市総合市民会館	3人	2/24~28	ラザウォーク甲斐双葉	32人
10/1	大月市民会館	1人	3/25	富士吉田市民会館	19人
10/21,22	甲府市アネクス	4人	9月~12月	協会けんぽ来所	4人

- ・まちかど健診では、以前利用券を送付した対象者に対して、加速度脈波測定を付加していることを周知し、利用勸奨を行った。

特定保健指導実施結果(加入者) KPI 22.0%(暫定値)

	対象者数	実施者数	実施率
被保険者	15,748人	3,548人	22.5%
被扶養者	975人	124人	12.7%
加入者計	16,723人	3,672人	22.0%

※保健指導の実施者数には、外部委託分が含まれている。

※上記表は、本部システム情報系からの実数(R4.6.28現在)であるため、P30及びP32の計画数とは異なる。

6. 特定保健指導対象者減への取組

令和3年度事業計画

- ・複数年の特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象の見込者を絞り込み、生活改善勧奨を行う。

過去の健診結果より、次回の健診で特定保健指導対象者に該当する可能性のある者を選定し、個別性を重視した生活改善アドバイスシートを送付することにより、特定保健指導対象者の減少を図る。

取組結果

- ・2年度に引き続き、上記計画を行う予定としていたが、効果検証を優先し、送付者を対象にその効果を検証した。

【結果の概要】

- ・生活改善アドバイスシートの送付効果を翌年の健診結果で分析したが、期待した効果はないという結果であった。年代別・検査項目によっては改善が見られた点もあったが、文書送付のみでは効果は低いという結論に至った。

令和3年度事業計画

- ・支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。

取組結果

- ・年6回の支部内研修会を実施。保健指導者、各自1回ずつ研修の企画立案から携わり、積極的に研修会に参加し、保健指導スキルアップ(運動実践、接遇、継続支援中断改善等)について取り組んだ。
- ・特定保健指導実施者の改善率が低いということから、年度末には健診前に生活習慣改善の取組を再確認していただくことを期待した「応援レター」の送付を開始した。

重症化予防事業

○未受診者の受診勧奨事業

高血圧、高血糖を指摘された対象者で医療機関への受診が確認できない方に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業

一次勧奨対象者（本部が実施）

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上

二次勧奨対象者（支部が実施）

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導

7. 未受診者への受診勧奨事業

令和3年度事業計画

- ・一次勧奨予定人数 5,158人：本部からの勧奨はがき送付（二次勧奨対象者を含む）
- ・二次勧奨予定者数 1,236人：支部からの勧奨案内文書送付（二次勧奨該当者）
 - KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする（一次勧奨対象者）

実施結果

- ・未受診者への受診勧奨
 - ・本部からの一次勧奨（勧奨はがき）：送付実施件数 4,763人（R2.4月～R3.3月健診受診者）
 - ・支部からの二次勧奨（文書勧奨）：本部通知の未受診者に送付
外部委託により勧奨文書を作成し、支部より送付 3,968人
- 受診結果
 - 対象者4,763人中、受診者数 610人 受診率12.8%
 - KPI：12.3%（令和4年4月の本部事務連絡による）

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

令和3年度事業計画

- ・ 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数 7人

実施結果

- 実施案内送付数 87人
- 新規保健指導実施者 2人
- ・山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに87の方に保健指導案内を送付。5名の方より参加希望あり、主治医より指示書の提供を受け、10月より2名の方の保健指導並びに支援を実施。なお、3名の方は辞退した。
- ・R4.3月、4月にそれぞれの主治医に指導報告書を送付。
令和4年度に評価・フォローアップ実施の予定。

令和3年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
業務グループ

1. サービス水準の向上

令和3年度事業計画

- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見出し、支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。
- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。

KPI

① サービススタンダードの達成状況 ()内は令和2年度実績

令和3年度 事業計画	令和3年度 事業結果	目標KPIとの差
100% (100%)	100% (100%)	0% (-)

② 現金給付等の申請にかかる郵送化率 ()内は令和2年度実績

令和3年度 事業計画	令和3年度 事業結果	目標KPIとの差
95.0%以上 (92.0%以上)	94.0% (93.56%)	-1.00% (1.56%)

令和3年度取組結果

- ・傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間以内)について、進捗状況を適切に管理したことで100%を達成できた。
- ・サービススタンダードの所要日数は6.34日(令和2年度6.21日)程度で支給している。(全国平均7.44日)
- ・窓口へお越しいただかなくても申請手続きができるように、電話対応時や各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知等したが、申請手続の郵送化率は94.0%(令和2年度93.56%)と計画を若干下回った。
- ・外部委託業者によるお客様満足度調査による満足度において、窓口アンケート調査は100%(令和2年度100%)を維持することができた。架電調査の「満足」及び「やや満足」を合わせた満足度は73.3%(令和2年度76.7%)となった。

2. 限度額適用認定証の利用促進

令和3年度事業計画

- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報の継続並びに医療機関及び市町村窓口に申請書を配置することなどにより「限度額適用認定証」の利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について積極的に周知を図る

KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合

()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
77.50%以上 (85.0%以上)	81.21% (77.50%)	3.71% (-7.50%)

令和3年度取組結果

- ・納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報及び制度周知を実施した。
- ・病院事務担当者を対象とした研修会や健康保険委員への研修会等の機会を捉え、限度額適用認定証の利用促進について説明する予定であったが新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。
- ・申請書を設置してある医療機関に対して引き続き設置の協力をお願いした。
- ・重度心身障害者医療費助成制度の窓口である市町村職員を対象とした研修会が、オンラインにより実施され、講師として参加し制度の積極的な周知や限度額適用認定証の使用促進について説明を行った。

3. 現金給付適正化の推進

令和3年度事業計画

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PT(プロジェクトチーム)にて議論を行い、必要に応じて事業主への立入検査を行う。また、不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。

令和3年度取組結果

- ・ 保険給付適正化PT会議開催回数 7回(うち持ち回り開催3回)
- ・ 事業主への立入検査実施結果 0件
- ・ 年金事務所へ資格等に係る文書照会件数 4件
- ・ 傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。

◎令和3年度 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
21件	1,426,470円	32件	12,268,229円

◎令和3年度 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

件数	金額
2件	1,756,609円

4. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

令和3年度事業計画

・多部位(施術箇所が2部位以上)かつ頻回(施術日数が月10日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど柔道整復施術受診について正しい知識の普及を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合

()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
0.93%以下 (0.77%以下)	0.68% (0.93%)	-0.25% (+0.16%)

令和3年度取組結果

- ・多部位かつ頻回の申請に対し、2,801件の文書照会を実施した。(令和2年度2,935件)
- ・「部位ころがし」について、請求書から疑義が生じた施術所の受診者に対し令和3年12月に265件の文書照会を実施した。
- ・受診者に対する文書照会や適正受診の啓発を実施し、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は0.25%減少することができた。

5. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の 審査手順の最適化の推進

令和3年度事業計画

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正の疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

令和3年度取組結果

- ・再同意をした医師への文書照会件数 2件
- ・疑義のある申請書の返戻件数 5件(1件不支給決定)

導入された受領委任制度に基づき、適切に療養費が請求されているか添付されている同意書等の確認を徹底し、疑義がある施術に対して同意した医師等へ文書照会を実施するなど審査の強化を図っている。返戻した疑義ある申請書のうち1件(鍼灸施術療養費)について「医師による適切な治療手段がないものと認められない」として不支給とした。

6. 被扶養者資格の再確認の徹底

令和3年度事業計画

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については、所在地調査により、送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
92.7%以上 (92.0%以上)	92.0% (92.6%)	-0.7% (0.6%)

令和3年度取組結果

- ・10月に被扶養者資格再確認対象の9,378事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、8,628事業所から確認書の提出があり、758名の被扶養者資格が解除となった。この結果、前期高齢者納付金について、推計で約930万円の負担軽減が図られた。
- ・海外在住者の確認状況については、対象者32名の資格確認業務を実施し、1名の扶養解除となった。

令和3年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
レセプトグループ

1. 効果的なレセプト点検の推進

令和3年度事業計画

・レセプト内容点検効果向上計画に沿って点検業務を実施することにより、無駄がなく効果が高いレセプト点検を推進する。

KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。(0.383%以上)
()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
0.383%以上 (0.416%以上)	0.337% (0.382%)	-0.046% (-0.034%)

協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。(5,503円以上)【新設KPI】

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
5,503円以上	5,637円	134円

令和3年度取組結果

◎ レセプト点検結果

令和2年度実績				令和3年度実績			
点検項目	件数	金額	効果額(注1)	点検項目	件数	金額	効果額(注1)
資格点検	7,810	277,980,745	1,098	資格点検	7,372	249,408,028	987
外傷点検	1,783	112,201,343	443	外傷点検	1,401	91,895,584	364
内容点検	7,201	81,946,919	324	内容点検	6,807	86,693,851	343

(注1) 効果額 = 金額 ÷ 当該年度末の平均加入者数

◎ スキルアップ事業実施状況

本部主催	参加人数	支部主催	参加人数
なし		外部講師研修 医科	6名

支部内勉強会	毎月2回開催
支払基金との再審査 疑義事例協議会	毎月1回開催

◎ 多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
5名	0名	2名	3名

令和3年度取組結果

- ・内容点検において、点検員のスキルアップ(勉強会や外部講師研修)やシステム点検の効率化(自動点検マスタの精査)等に取り組み、査定額向上を図った。
- ・多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を定期的実施。支部内での情報共有を図りながら、各個人への文書による啓発を実施した。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、 債権回収業務の推進

令和3年度事業計画

- ・日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。

KPI

①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
99.37%以上 (98.2%以上)	99.40% (99.36%)	0.03% (1.16%)

②返納金債権(資格喪失後受診にかかるものに限る)の回収率を対前年度以上とする

()内は令和2年度実績

令和3年度事業計画	令和3年度事業結果	目標KPIとの差
95.27%以上 (89.52%以上)	94.41% (95.26%)	-0.86% (5.74%)

令和3年度取組結果

・返納金債権の主な発生原因である未回収保険証による医療機関受診を減少させるため、以下の取組を実施し、保険証回収率の向上に努めた。

- ①返納の文書催告を複数回実施し、文書催告を実施してもなお未回収の対象者には電話催告を行う取組を徹底し、高い回収率を更に向上させることができた。
- ②「被保険者10名以上かつ令和2～3年度連続で退職者に対する債権が発生した事業所」と「被保険者20名以上かつ令和3年度に退職者に対する債権が発生した事業所」に保険証早期返却(5日以内)の文書協力依頼を行った。また、外国語チラシ(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語)をホームページに掲示して活用いただいた。
- ③令和2年度と同様に、(公財)山梨県国際交流協会に協力を依頼し、外国人向けのSNS(フェイスブック)を活用した広報及び山日新聞の多文化共生コーナーへの記事掲載を実施した。

・返納金催告サイクルを確立し、それに基づく定期的な催告(弁護士名催告含む)を実施した。また、保険者間調整や法的手続き(支払督促)を積極的に活用した結果、高い債権回収率を維持することができた。